重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律案 参照条文 目次

	0	0	0		0	0	0			0	0	0	0	0	0		0	\circ	0	0
令 和	有	自	特	令 和	電	不	刑	る法	改 正	経	地	独	玉	内	重	保護	防	特	目	サ
四 年	線電	衛 隊	定電	四 年	気通	正 ア	法(律(する	済施	方 独	立 行	家行	閣 府	要経	及 び	衛 省	定秘	米 相	イバ
法律	気通	法(子 メ	法律	信 事	クセ	明 治	令 和	法律	策を	立 行	政法	政組	設 置	済安	活用	が 調	密の	互 防	ーセ
律第六	信法	昭 和	ルル	第六	· 業 法	ス 行	四 十	六年	令	一体	政法	人通	織法	法(保 情	に 関	達す	保護	衛援	キュ
十八号)	(昭	<u>=</u> +	の 送	十八	(昭	為の	年 法	· 法 律	和 五	的に	人法	則法	(昭	平成	報の	する	る装	に関	助協	リテ
号)	和	- 九 年	信の	号)	和五	禁止	律第	第二	年法	講	(平	至	和二	+	保護	法律	備	する	定等	, イ 基
にト	<u>-</u> +	- 法 律	適正	によ	+	等に	四十	十八		ずるこ	·成 十	- 成 十	一 十 三	年法	及び	r (令	品等	法律	に伴	本法
よる改	八年	第百	化等	る改	九年	関	五	/ 号)	律第二十	ととに	- 五 年	- 年	年法	律第	活用	和六	の開	(平	ドう秘	平
正後	法律	六	ず に 関	正後	法律	する	号)(に	兀	ょ	法	法	律	八	用に関	午法	発 及	中成二	密	
1夜	第九	十五日	す	仮	第八	法律	(抄)	よるな	号) 7	る安全	律第	律第五	第百一	十九日	す	律	び 生	+	保護	成二十六
	十六	号)	る法な	•	十六	平	刑	改正	及び	全保障	百十:	百三	百二十日	号)	る法な	第 二-	産 の	五年	法 ()	六年
•	号)	抄	律 ()	•	六号)	成 十	法等	後】	経済	障 の	八号)	号)	号)	沙)	律 (令	十七日	ため	法律	昭和	法律
•	(抄)		平 成	•	(抄	年	<i>𝑉</i>		施策	確 保) 抄	抄)	沙)	•	和	号)	の 基	律第百:	<u>-</u> +	第百四
•	刑	•	十四四	•	刑	法律	部 を	•	を 一 体	の推	2			•	六年	によ	盤の	八 号)	九年法	四 号)
•	法等	•	年法:	•	法等	律第百	改 正	•	的	進に	•	•	•	•	法律	る改	強化) (抄	法律	(抄)
•	か	•	律 第	•	の す	二 十	する	•	に講	関す	•	•	•	•	第二	正 後	に関	12	律第百	12
•	部	•	<u>二</u> 十	•	部	八 号)	法律	•	ずること	る法	•	•	•	•	十七		戻する	•	六十	
•	を改工	•	六号)	•	を改工) (抄	(令 和	•	ے ک	律	•	•	•	•	号)	•	法律	•	十六号)	•
•	正す	•		•	正す	179	和 四	•	によ	令	•	•	•	•	(抄)	•	$\overline{}$	•	$\overline{}$	•
•	る法	•	抄	•	る法律		年法	•	る安全	和四	•	•	•	•		•	令和一	•	抄	•
•	律 の	•	•	•	\mathcal{O}	•	律第六	•	全 保	年法	•	•	•	•	•	•	五年	•		•
•	施 行	•	:	•	施 行	:		•	障 の	律第	•	•	•	•	:	•	法律第	•	•	•
•	に 伴 う	•	•	•	に 伴 う	•	十七号)	•	確 保	几	•	•	•	•	•	•	五.	•	•	•
•	う 関	•	•	•	う 関	•	こに	•	の 推	十三号)	•	•	•	•	•	•	十 四	•	•	•
•	係法	•	•	•	係法	•	よる	•	進		•	•	•	•	•	•	四 号)	•	•	•
•	律 の	•	•	•	律 の	•	改正	•	に関す	(抄)	•	•	•	•	•	•	(抄)	•	:	•
•	整理	•	•	•	整理	•	後	•	する法	海上	•	•	•	•	•	•	重	•	•	•
•	等に	•	•	•	等に	•		•	律の	運送	•	•	•	•	•	•	要経	•	•	•
•	関	•	•	•	に 関 す	•	•	•	一部	法等	•	•	•	•	•	•	性 済 安	•	•	•
•	する沈	•	•	•	る	•	•	•	がを改	\mathcal{O}	•	•	•	•	•	•	済安保は	•	•	•
•	法律	•	•	•	法律	•	•	•	以正す	部	•	•	•	•	•	•	情報	•	•	•
6		6	6	• 5		4	4	3	9	を	2	2	2	2	2	1	の	1	1	1

 \bigcirc 義イ] セ 丰 IJ テ 1 基 本 法 平 成 + 六 年 法 律 第 百 号 抄

第 計め毀へ二 算に損以条定サ 機必の下 に要防ここ 対な止のの す措そ条法 る置のに律 不へ他おに 正情のいお な報当てい 活通該「て 動信情電一 にネ報磁サ よッの的イ るト安方バ 被ワ全式し 害し管しセ のク理とキ 防又のいユ 止はたうり の電め。テ た磁にディ め的必にし に方要よと 必式なりは 要で措記 な作置録電 措ら並さ子 置れびれ的 をたに、方 含記情又式 む録報は 。にシ発磁 一係ス信気 がるテさ的 講記ムれ方 じ録及、式 ら媒び伝そ れ体情送の (報さ他 そ以通れ人 の下信、の 状「ネ若知 態電ッし覚 が磁トくに 適的ワはよ 切記 | 受っ に録ク信て 維媒のさは 持体安れ認 管一全る識 理と性情す さい及報る れうびのこて。信漏と いご頼えが るを性いで こ通の、きとじ確滅な をた保失い い電の又方 う。子たは式

 \bigcirc 義米 相 互. 防 衛 援 助 協 定 に 伴 う 秘 密 保 護 法 昭 + 九 年 法 律 第 百 六 + 六 号 抄

3 2 第 こへ条定日 日の略 の米品使製構米法) 相目用作造相律 互及の 、又互に 防び方保は防お 衛数法管性衛い 又能援て 助「 協特 定別 等防 に衛 基秘 き 密 アと メは IJ, 力左 合に 衆掲 国げ 政る 府事 か項 ら及 供び 与こ され れら たの 装事 備項 品に 等係 にる つ文 い書 て 左図 に画 揭又 げは る物 事件 項で 公 に な 0 て VI

な

11

ŧ

 \mathcal{O}

を

11

う。

ニハロイ は 修 理 に 関 す る 技

も目 援量 助 協 定 等 に 基 き T メ IJ 力 合 衆 玉 政 府 カン ら 供 与 さ れ た 情 報 で、 装 備 品 等 に 関 す る 前 号 1 カコ 5 ハ ま で に 掲 げ る 項 に

 \bigcirc 〜に 関 す る 法 律 平 成 + 五. 年 法 律 第 百 八 号) 抄

第 第第る掌へ三へ 3二一お事合条特特 項条そ務議 定定 に第れに制行秘秘 略規三が係の政密密 定項ある機機のの すにる別関関指保 る規た表をの定護 者定めに除長 見特にる一該 を別秘事に行 聴防匿項あ政 い衛すにつ機 て秘る関て関 政密こすはが令にとるそ合 で該が情の議 定当必報機制 めす要で関の るるであご機 行もあっと関 政のるてにで 機をも、政あ 関除の公令る のくへにで場 日な定合 長 に一米っめに つを相てるあ い特互い者つ て定防なをて は秘衛いいは `密援もう当 こと助の。該 のし協の第行 限て定う十政 り指等ち一機 で定に、条関 なす伴そ第を いるうの一い 。も秘漏号い の密えを、 と保い除前 す護がき条 る法我、第 (が以四 た昭国下号 だ和の同及 し二安じび `十全。 第 内九保 五 閣年障は号 総法に、の 理律著当政 大第し該令 臣百い行で が六支政定 第十障機め 十六を関る 八号与の機 条ごえ所関

 \bigcirc 等用が 一品 令等 和の 六開 年発 法及 律び 第生 二産 + 0七た 号め この に基 よ盤 るの 改強 正化 後に 一関 す る 法 律 令 和 五. 年 法 律 第 五. + 兀 号 抄 重 要 経 済 安 保 情 報 \mathcal{O}

2

要いす者る二へ護 でこる

施十装及防 あと情以設七備び衛 ると報下の条品活省 もさでこ整 のれあの備防秘に調 るっ条に衛密関達 日秘てに係大のすす 米密、おる臣指るる 相に公い契は定法装 互該にて約 、等律備 防当な「へ防 衛すつ契装衛 援るて約備省 助情い事移と 協報な業転装 定にい者仕備 等限も一様品 にるのと等等 。へい調の う一自う整研 秘の衛。の究 密う隊ご実開 保ち法に施発 、第対に 法そ五し係調 第の十、る達 一漏九当契 条え条該約補 第い第装を給 三が一備含若 項我項品むし にがの等。く 規国規契以は 定の定約下管 す防にをこ理 る衛よ履の若 特上り行条し 別支同さにく 防障法せおは 衛を第るい装 秘与二たて備 密え条め「品 、装等 る第 特お五装備に 定そ項備品関 秘れに品等す 密が規等契る のあ定又約役 保るすは一務 護たる自との にめ隊衛い調 関特員隊う達 すにがの。又 る秘漏使ごは 法匿ら用を自 律すしす締衛 第るてる結隊 こは施しの 条とな設た使 第がらに事用

一必な関業す

保

す

(契)項 6 約をに 事取規 〜業り定 略者扱す ⁾にわる 提せ特 供る定 す必秘 る要密 こが及 とあび がる重 でと要 き認経 るめ済 。た安 と保 き情 は報 `0 こ保 れ護 を及 装び 備活 品用 等に 秘関 密す にる 指法 定律 し第、三 そ条 の第 指一 定項 のに 有規 効定 期す 間る を重 定要 め経 た済 上安 で保 `情 当 報 該に 装該 備当 品す 等る 秘も 密の をを 当除

2

 \bigcirc 要要 ン 及 び 活 用 に 関 す る 法 律 令 和 六 年 法 律 第 + 七 号

除平保国三。 3 く成護の条重重 。二法安)十 (全行経経 略を五昭保政済済 重年和障機安安 要法二に関保保 経律十支の情情 済第九障長報報 安百年をはのの 保八法与 `指保 情号律え当定護 報。第る該 と以百お行 し下六そ政 て「十れ機 指特六が関 定定号あの す秘)る所 る密第た掌 も保一め事 の護条、務 と法第特に す」三に係 ると項秘る 。いに匿重 う規す要 。定る経 一十三済 第ると基 三特が盤 条别必保 第防要護 一衛で情 項秘あ報 に密るで 規をもあ 定いのっ すう、て、 る。特 特一別公 定及防に 秘び衛な 密特秘つ を定密て い秘へい う密日な 一米い 以特相も 下定互の 同秘防の じ密衛う 。の援ち)保助、 に護協そ 該に定の 当関等漏 すすにえ るる伴い も法うが の律秘我

をへ密が

2

府 設 置 平 成 十 年 法 律 第 八 + ክ. 号

 \bigcirc

3 2 第 こ 四 四一 前と法十設内 二が律九置閣 項でで条 のき国 委る務内 。大閣 臣府 をに もは つ ` てそ その の外 長局 にと 充し れてることで、委員 と員 と会 定及 めび ら庁 れを て置 11 るこ 前と 項が ので 委き 員る 会 に は 特 に 必 要 が あ る 場 合 に お 11 て は 委 員 会

員 会 及 び 庁 以 下 そ れ ぞ れ 委 員 会 び 庁 と 11 う。 \mathcal{O} 設 置 及 び 廃 止 は 法 律 で 定 \otimes

 \circ · Ξ 4 行条行国 政 政家 、組へ機行 略織略関政 の一の組 設織 置法 廃昭 止 和 任十 務三 及年 び法 所律 掌第 事百 務二 + · 号)

3 2 第 た 8 置 カン れ る 玉 \mathcal{O} 行 政 機 閣 は 省 委 員 会 及 び 庁 し、 そ \mathcal{O} 設 置 及 てド 廃 止 は 別 に 法 律 \mathcal{O} 定 \otimes る ところ

に

ょ

 \bigcirc 義立 行 政 法 人 通 則 法 成 + 年 法 律 第 百 三 号

4人にあ事条定独 を行る業 いわもでこ 略うせのあの る又っ法 たはて律 めー、に 、の国お 中主がい 期体自て 目にらっ 標独主独 管占体立 理しと行 法てな政 人行つ法 、わて人 国せ直し 立る接と 研こには 究と実、 開が施国 発必す民 法要る生 人で必活 又あ要及 はるのび 行もな社 政のい会 執へも経 行以の済 法下のの 人こう安 とのち定 し条、等 てに民の 、お間公 こいの共 のて主上 法「体の 律公に見 及共委地 び上ねか 個のたら 別事場確 法務合実 の等にに 定」は実めと必施 るいずさ とうしれ こ °もる 。もる うつ実こ にを施と よ効さが り果れ必 設的な要 立かいな さつお事 れ効そ務 る率れ及

2

 \bigcirc 義方 立 行 政 法 人 法 平 成 +五. 年 法 律 第 百 + 八 号

に条定地 実 施こ さの れ法 る律 こに とお がい 必て 要「 な地 事方 務独 及立 び行 事政 業法 で人 あー っと ては、 地住 方民 公の 共生 団活 体 ` が地 自域 ら社 主会 体及 とび な地 つ域 て経 直済 接の に安 実定 施等 すの る公 必共 要上 のの な見 い地 もか のら のそ うの ち地 `域 民に

間お

のい

主て

体確

又

は

庁

を

置

 \bigcirc

`1C こゆ 略のだ 法ね 律た の場 定合 めに るは と必 こず ろし にも よ実 り施 地さ 方れ 公な 共い 団お 体そ がれ 設が 立あ する るも 法の 人と を地 い方 う公 共 寸 体

が

認

X

る

\$

 \mathcal{O}

を

効

率

的

か

0

効

果

的

に

行

わ

せ

る

لح

を

目

的

と

L

7

社和法施 者二年に に十と よ四に る号よ 改一る 正及安 後び全 経保 済 障 施の 策確 を保 $- \mathcal{O}$ 体推 的進 にに 講関 ずす るる こ法 と律 にへ よ令 る和 安四 全年 保法 障律 の第 確四 保十 の三 推号 進 12 関抄 す る一 法海 律上 の運 一送 部法 を等 改の 正一 す部 るを 法改

三二一とそあるのおそ五(律正 しのるた使いの十特へす経 共に空事航港ち海貨鉄水輸石ガ電て提もめ用て安条定令る済 `上物道道入油ス気主供のにす同定 法運主運自事法業の事事務すと重るじ的主会六律策 。な務基年へを 備業業省るし要特 蓄法法令特てで定ご提大盤法令一 のへへで定主あ重の供臣事律和体 確昭昭定社務り要提には業第五的 保和和め会省、設供支、 等二三る基令か備を障特の十法講 に十十基盤でつへ行が定指八律ず 関九九準役定、特う生社定号第る す年年に務め我定もじ会 る法法該のるが社のた基 法律律当安も国会と場盤 律第第す定のの基し合事 、五百る的を外盤てに業 昭十七者ない部事政国へ 和一十を提うか業令家次 五号号特供 °らので及に 十一一定に以行用定び掲 年第第社支下わにめ国げ 法二二会障これ供る民る 律条条基がのるさもの事 第第第盤生章特れの安業 九十一事じ及定るを全の 十一項業 `び社設いをう 六項第者こ第会備う損ち 号に十とれ九基 、。な 、 規六しに十盤機以う特 第定号てよ二役器下事定 二すに指っ条務、こ態社 条る規定て第の装のを会 第ガ定す国一安置章生基 五スする家項定又及ず盤 項事るこ及に的はびる役 に業電とびおなプ第お務 気が国い提口八そへ 事で民て供グ十れ国 業きの同をラ六が民 る安じ妨ム条あ生 全。害の第る活 を一すう二も及 損のるち項のび な機行、にを経 う能為特おい済 事がの定いう活 態停手社て を止段会同以の 生しと基じ下基 し、し盤。 ず こ盤 る又て役)のと おは使務を項な そ低用を行及る れ下さ安うび役 がしれ定者第務 大たる的の五で き場おにう十あ い合そ提ち二つ もにれ供、条て の、がすそに

ス 第 兀 項 に 規 定 す る 水 道 用 水 供 給 事

規

定

す

る

石

油

精

製

業

及

び

同

条

第

九

項

に

規

定

す

る

石

油

ガ

九八 七六五四 う (送と送動業) 昭事し法車法昭 和業で

(運

和 二法本昭送昭三 十一邦和事和十 七昭の二業六二 年和港十法十年 法二と四へ一法 律十本年平年律 第六邦法成法第 二年以律元律百 百法外第年第七 三律の百法九十 十第地八律十七 一百域十第二号 号六の七八号) 十港号十一 第一と一三第 二号の第号二条 条 間二 条第 第第に条第第二 十三お第二二項 九条い六条項に 項第て項第に規 に一貨に二規定 規号物規項定す 定にを定にする す規運す規る水 る定送る定第道 国すす貨す一事 際るる物る種業 航一も定一鉄及 空般の期般道び 航貨事同 路物業条 事自 業動 及車 び運 同送 条事 第業 八 項 に 規 定 す る 不 定 期 航 路 事 業 \mathcal{O}

運港 送 湾 事運 業送 及事 び業 同 条 第 + 項 に 規 定 す る 玉 内 定 期 航 空 運

+一分び送 の事営る法 う業事民へ ち法業間昭 資 和 金三 等十 \bigcirc 活年 用法 に律 よ第 る八 公十 共号 施) 設第 等二 の条 整に 備規 等定 のす 促る 進空 に港 関を すい るう 法。 律以 一下 平こ 成の 十号 一に 年お 法い 律て 第同 百じ +七〇 号の 設 第置 二及 条び 第管 六理 項を に行 規う 定事 す業 る並

十十十十 四三二一 放昭 送和 法五 一十 昭九 和年 二法 十律 五第 年八 法十 律六 第号 百 三第 十二 二条 号第 · 四 第号 二に 条規 第定 二す 号る に電 規気 定通 す信 る事 基業 幹 放 送 を 行 う t

ハロイ四三 信八金保銀金郵放電施空港業空湾 託項融険行融便送気設港へ 業に商業法に事事通等に空 法規品法第係業業信運係港 (定取(二る 平す引平条事 成る法成第業 十金〜七二の 六融昭年項う 年商和法各ち 法品二律号 律債十第に次 第務三百掲に 百引年五げ掲 五受法号るげ 十業律ご行る 四及第第為も 号び二二のの 一同十条い 第法五第ず 二第号一れ 条二)項か 第十第にを 一八二規行 項条条定う に第第す事 規一十る業 定項七保 すに項険 る規に業 信定規 託す定 業るす 第る

一取

種引

金所

融金

商融

品商

取品

引市

業場

 \mathcal{O}

開

設

 \mathcal{O}

業

務

を

行

う

事

条

割電社律預型資 略賦子債第金前金 五保払決 売録株十険式済 法債式三法支に (権等号(払関 昭法の一昭手す 和へ振第和段る 三平替三四(法 十成に十十同律 六十関四六法へ 年九す条年第平 法年るに法四成 律法法規律条二 第律律定第各十 百第一す三号一 五百平る十に年 十二成業四掲法 九号十務号げ律 号ご三をごる第 第年行第も五 第五法う三の十 二十律事十を九 条一第業四除号 に。第 規一二 定の条 す発第 る行二 業の十 務業項 を務に 行を規 う行定 事うす 業事る 及業資 金 清 算 業 及 び 同 法 第 \equiv 条 第 五. 項 12 定 す る 第

法 者 条く び 農 水 産 業 協 同 組 合 貯 金 保 険 法 + 八 年

販記 ` 第条七 三第十 項一五 に項号 規に^ご 定規第 す定三 るす条 包る第 括電一 信子項 用債に 購権規 入記定 あ録す つ業る 振 替 業

. + 3 五チト せ W \mathcal{O} 業 務 を 行 う 事

2

 \bigcirc 的十 五. 号 抄 刑 法 等 \mathcal{O} 部 を 改 正 す る 法 律 令 和 兀 年 法 律 第 六 十 七 号) に ょ る 改 正 後

第 , 且 (磁 又六不刑 な略記が提八指へ 録電供条令明 子しの電治 計た二磁四 算者 機は正記年 を、当録法 使三な作律 用年理成第 す以由等四 る下がご十 にのな 際拘い し禁の て刑に そ又 のは人 意五の 図十電 に万子 沿円計 う以算 ベ下機 きのに 動罰お 作金け をにる さ処実 せす行 るの 。 用 に 供 す る 目 的 で、 次 に 掲 げ る 電 磁 的 記 録 そ \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 記 を 作 成

ず 又 は そ \mathcal{O} 意 义 に 反 す る 動 作 を さ せ る ベ き 不 正 な 令

二正 理) 由 が な い \mathcal{O} に、 前 項 第 号 に 掲 げ る 電 磁 的 記 録 を 人 \mathcal{O} 電 子 計 算 機 に お け る 実 行 \mathcal{O} 用 に 供 L た 者 ŧ 同 項 لح 同 様 لح

3 2

び 業 務 に 対 す る 罪

び章

処虚業 す偽務信 るの妨用 。風 害 及 説 を 流 布 L 又 は 偽 計 を 用 11 て、 人 \mathcal{O} 信 用 を 毀 損 L ∇ は そ \mathcal{O} 業 務 を 妨 害 L た 者 は 年 以 下 \mathcal{O} 拘 禁 刑 又 は 五. 十

害に

等力 人 \mathcal{O} 業 務 か 妨 害 L た 者 ŧ 前 条 \mathcal{O} 例 に ょ る

るに二〇二〇円二〇 前動處百電百威以百信 項作偽三子三力下三用第略当へ的人は十正法 のをの十計十業の十毀三 罪さ情四算四務罰三損十 のせ報条機条妨金条及五 未て若の損 遂、し二壊威 は人く `のは人業を 罰業不の務用 す務正業妨い るをな務害て 。妨指に 害令使 しを用 た与す 者える 二電 は `又子 五は計 年そ算 以の機 下他若 ののし 拘方く 禁法は 刑にそ 又よの はり用 百、に 万電供 円子す 以計る 下算電 の機磁 罰に的 金使記 に用録 処目を す的損 るに壊 。 浴し、 う べ若 きし 動く 作は を人 さの せ業 ず務 ` 1C 又使 は用 使す 用る 目電 的子 に計 反算 す機

 \bigcirc 義正 ア ク セ ス 行 為 \mathcal{O} 禁 止 等 に 関 す る 法 律 平 成 + __ 年 法 律 第 百 八 号 抄

4 2 第 • = こ3条定不

た子 報アア計アの (クク算ク法(識セセ機セ律略略 別ススをスに 符制管作制お 号御理動御い で機者さ機て あ能がせ能「 るをす `を不 も有る当有正 のすも該すア をるのアるク 除特及ク特セ く定びセ定ス 電当ス電行 · 子該制子為 又計ア御計し は算ク機算と 指機セ能機は 令にスにに を電管よ電次 入気理り気の 力通者制通各 し信又限信号 て回はさ回の 当線当れ線い 該を該てをず 特通識い通れ 定じ別るじか 電て符特てに 子当号定当該 計該に利該当 算ア係用アす 機クるをクる をセ利しセ行 作ス用得ス為 動制権る制を さ御者状御い せ機の態機う 能承に能 そに諾さに のよをせ係 制る得るる 限特て行他 さ定す為人 れ利るへの て用も当識 いのの該別 る制をア符 特限除ク号 定をくセを 利免 。ス入 用れ一制力 をる 御し しこ 機て 得と るが を該 状で 付特 態き 加定 にる し電

万

す

る。

一当 T ク セ ス 制 御 機 能 な 付 加 L た T ク セ ス 管 理 者 が す る t \mathcal{O} 及 75 当 該 ア ク セ ス 管 理 者 \mathcal{O} 承 諾 を 得 7 す る ŧ \mathcal{O} を 次 号 12

三 定に おさ 利電電いせ 用気気てる を通通同行 し信信じ為 得回回 る線線、 状をを 態通介 にじし さてて せそ接 るの続 行制さ 為限れ をた 免他 れの る特 こ定 と電 が子 で計 き算 る機 情が 報有 又す はる 指ア 令ク をセ 入ス 力制 し御 て機 当能 該に 特よ 定り 電そ 子の 計特 算定 機利 を用 作を 動制 さ限 せさ ``h そて のい 制る 限特 さ定 れ電 て子 い計 る算 特機

法通 律信 第事 六業 十法 八一 号昭 ~ 和 に五 よ十 る九 改年 正法 後律 一第 八 + 六 号 刑 法 等 \mathcal{O} _ 部 を 改 TF. す る 法 律 \mathcal{O} 施 行 に 伴 う 関 係 法 律 \mathcal{O} 整 玾 築 に 関 す る

気保に気提気者です通す通通通通の る信る信信信信法 場事放事役設 律 合業送業務備有に を者局線お 含 設電電電 い む電備気気気無て 。気供通通通線 ` 一通給信信信そ次 の信役役設をのの 規事務務備行他各 定業にををうの号 にを係他用た電に よ営る人いめ磁掲 るむ事のての的げ 届こ業需他機方る 出とを要人械式用 をに除にの `に語 しつく応通器よの たい。ず信具り意 者て、るを、、、義を、を、を、なた媒線符は い第いめ介路号、 、 う 九 う に し そ 、 当 。 条 。 提 、 の 音 該 供そ他響各 すのの又号 る他電はに 事電気影定 業気的像め △通設をる 放信備送と 送設をりこ 法備い、ろ へをう伝に えよ る 又 は 受 け る ۲ لح を 11 う

昭他 和人 二の 十通 五信 年の 法用 律に 第供 百す 三る + こ 二 と 号を · / /

 \mathcal{O} 登 録 を 受 け た 者 及 び 第 +六 条 第 項 同 条 第 項 \mathcal{O} 規 定 第う 百 に + ょ 八 n 読 4 第 項 え

通護掲通供通) げ信を信次 る事受事の 者業け業イ を者る者又 除又契又は くは約はロ °第を第に) 三締百掲 号結六げ 事す十る 業る四者 を者条を 営そ第い むの一う 者他項。 かこ第 られ三 電に号 気準に 通ず掲 信るげ 役者る 務と電 _ し 気 こ て 通 れ総信 ら務事 の省業 者令へ がで以 営定下 むめっ 電る第 気者三 号 事 業」 1 う 0 を 営 25 者 لح \mathcal{O} 間 に 気 通 信

通 信 事 業 に 係 る t \mathcal{O} に 限 る。 \mathcal{O} 供 を け

2 第 信 事 業 者 \mathcal{O} 取 扱 中 に 係 る 通 信 \mathcal{O} 秘 密 は 侵 L て は な 5 な 11

2 第 お等 V)_ て略 次 \mathcal{O} 各 号 に 掲 げ る 用 語 \mathcal{O} 意 義 は 当 該 各 号 に 定 \emptyset る لح ろ に ょ

。る た \Diamond に 使 用 す る 番 号

記

号

そ

 \mathcal{O}

他

 \mathcal{O}

一略のピちン 符 | `名 号・ア のアイイ うド・ン ちレピタ `ス | | 当・ネ 該イアッ 電ンドト 気タレに 通|スお 信ネにい 設ッ代て 備トわ電 ににつ気 固おて通 有い使信 のて用事 も電さ業 の気れ者 と通るが し信も受 て事の信 総業との 務者し場 省がて所 令受総に で信務あ 定の省る め場令電 る所で気 もに定通 のあめ信 をるる設 い電も備 う気のを 。通を識 信い別 設うす 備 を 識 别 す る た \Diamond に 使 用 す る 記

下認事百~四 三 二一 百 四 七六 五 四三二一二 和 の定業七5・号 符 こ六適 条秘 ロ イ て に 条定四電 拘送者十 五そア号ド の十用略 密 務 利 適電規電電電電 義年気 禁信の九、のイのメ略条四除ご電のイ電の電用略用気定気気気気こ 刑型取条略へ他・うインに条外 又対扱 は電中電 百気に気 万通係通 円信る信 以設通事 下備信業 のサと者 罰イみの 金バな取 に一さ扱 処攻れ中 す撃るに る対認係 。処定る 協送通 会信信 が型へ 取対第 り電百 扱気六 う通十 同信四 項設条 第備第 二サ三 号イ項 ロバに の一規 通攻定 信撃す 履対る 歷処通 の協信 電会並 磁がび 的行に 記う同 録第条 を百第 含十四 む六項 。条及 **し**のび の二第 秘第五 密二項 を項の 侵第規 し一定 た号に 者ロよ はのり `通電 二知気

年及通

以び信

役

る

- `設 前三備電 二年サ気 項以イ通 の下バ信 未の一事 遂拘攻業 罪禁撃に は刑対従 `又処事 罰は協す す二会る る百が者 °万行(円う第 以第百 下百六 0++罰六四 金条条 にの第 処二四 す第項 る二及 。項び 第第 一五. 号項 又の は規 第定 二に 号よ にり 掲電 げ気 る通 業信 務事 に業 従に 事 従 す事 るす 者る を者 含と むみ 。な **ン**さ がれ 前る 項認 の定 行送 為信 を型 し対 た電 と気 き通 は信
- \circ 条定特 義定 電 子 メ 1 ル \mathcal{O} 送 信 \mathcal{O} 適 正 化 等 に 関 す る 法 律 平 成 + 兀 年 法 律 第 + 六 号)

四三一二〇 律 に お 11 て、 次 \mathcal{O} 各 号 に 掲 げ る 用 語 \mathcal{O} 意 義 は 当 該 各 号 に 定 8 る ろ ょ

、メへの 略丨略法

五電二 子 ル ア F V ス 電 子 メ] ル \mathcal{O} 利 用 者 を 識 別 す る た \otimes \mathcal{O} 文 番 号、 記 号 そ \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 符 号 を 11 う。

動法 九 年 法 律 第 百 六 + Ŧī. 号

第 でまた条出隊 る自 者衛警時へ 一隊察の昭 との官権和 読自職限二 み衛務 替官執 えの行 る職法 も務へ のの昭 と執和 す行二 るに十 。 つ 三 い年 て法 準律 用第 す百 る三十 こ六 の号 場) 合の に規 お定 いは 7 、第 同七 法十 第八 四条 条第 第一 二項 項又 中は 一第 公八 安十 委一 員条 会第 と項 あの る規 の定 はに ょ _ n 防出 衛動 大を 臣命

2

動 共 \mathcal{O} 秩 序 \mathcal{O} 維 持 \mathcal{O} た \Diamond \mathcal{O} 権

2 第 ・た」務者行二に共 九 のぜ八へ 4 自と執一う十よの警十防へ指ら十治自 衛、行と職条り秩察二衛略定れ九安衛 、隊 「法 、務第出序官条出 略の海第海の二動の職 自上七上執項を維務へ時 衛保条保行の命持執略の 官安及安に規ぜの行ご公 が官び庁つ定らた法 公又こ法いはれめ及 共はの第て `た行び の海法二準第海う第 秩上律十用七上職九 序保第条す十自務十 の安九第る六衛の条 維官十二。条隊執第 持補条項こ第の行一 のの第中の一三に項 た職一「場項等つの め務項前合の海い規 行」」項に規曹で定 うととにお定以 `は 職あ、おいに上海、 務る「いてよの上第 」の第て、り自保七 とは十準警出衛安十 一七用察動官庁六 「第条す官をが法条 海七第る職命前第第 上十一警務ぜ項十一 保六項察執らの六項 安条」官行れ規条の 庁第と職法た定 、規 長一あ務第海に第定 官項る執四上よ十に 一への行条自り七よ と第は法第衛公条り あ一「第二隊共第出 る号こ七項のの一動 のにの条中自秩項を は係項」「衛序及命 「るにと公官のびぜ 防部おあ安が維第ら 衛分いる委前持十れ 大にての員項の八た 臣限準は会のた条自 」る用「」規めの衛 °すこと定行規隊 読でるのあにう定の みの海項るよ職は自 替規上にのり務 ~ 衛 え定保おは公の第官 るに安い「共執七が もよ庁て防の行十前 のり法準衛秩に六項 と出第用大序つ条の す動十す臣のい第規 るを七るの維て一定 °命条警指持 `項に ぜ第察定の同のよ ら一官すた法規り れ項職るめ第定公

法電 九, + 六 号 刑 法 等 \mathcal{O} 部 を 改 正 す る 法 律 施 行 12 伴 う 関 係 法 律 \mathcal{O} 整 玾 に 関 す る 法 律 令

4 3 2 第 ○ 十和 、前有四四有 略二線条年線 項電 の気第律気 未通九第通 遂信条六信 罪のの十法 は業規八へ 務定号昭 罰にに一和 す従違に二 る事反よ十 °すしる八 るて改年 者有正法 が線後律 前雷一第 項気 の通 行信 為の を秘 し密 たを と侵 きし はた `者 三は 年 ` 以二 下年 の以 拘下 禁の 刑拘 又禁 は刑 百又 万は 円五 以十 下万 の円 罰以 金下 にの 処罰 す金 るに す